

平成 30 年 11 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 11 月 20 日 (火) 開会 17 時 23 分
閉会 18 時 23 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
議事録署名委員 高橋 護 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
花木 敏寿 スポーツ健康課長
藤田 一樹 教育政策課参事
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長
利光 聡典 社会教育課参事
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事
傍聴人 0名

- 議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 平成 30 年度一般会計補正予算案 (第 4 号) について【議第 47 号】
※非公開
第 3 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正 (関係部分) について【議第 48 号】 ※非公開
第 4 工事請負契約の締結について【議第 49 号】 ※非公開
第 5 指定管理者の指定について【議第 50 号】 ※非公開
第 6 指定管理者の指定について【議第 51 号】 ※非公開
第 7 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について【議第 52 号】 ※非公開
第 8 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について【議第 53 号】 ※非公開
第 9 別府市立中学校に係る運動部活動の方針について【議第 54 号】

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第 20 号】

その他 (1) 12 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 30 年 11 月定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、引き続き高橋委員さんをお願いいたします。

本日は既に配布した議案と、本日配布の追加議案がございますのでご了承をお願いいたします。これら本日の議案のうち、議第 47 号から追加の第 53 号までを別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。これらの議案につきまして非公開とすることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。

◎ 平成 30 年度一般会計補正予算案（第 4 号）について

寺岡教育長 それでは議事日程第 2、議第 47 号 平成 30 年度一般会計補正予算案（第 4 号）についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分） について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 48 号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 工事請負契約の締結について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第49号 工事請負契約の締結についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 指定管理者の指定について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第50号 指定管理者の指定についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 指定管理者の指定について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第51号 指定管理者の指定についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

-
- ◎ 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
 - ◎ 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第52号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議についてと、議事日程第8、議第53号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、関連がございますので一括して説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 別府市立中学校に係る運動部活動の方針について

寺岡教育長 次に議事日程第9、議第54号 別府市立中学校に係る運動部活動の方針についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 追加議案の13ページをお願いいたします。議事日程第9、議第54号 別府市立中学校に係る運動部活動の方針について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、議決を求めるものであります。

14ページをお願いいたします。別府市立中学校に係る運動部活動の方針の案でございます。平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、適切な運営のための体制整備や適切な休養日の設定等、5項目にわたるガイドラインを示しました。これに基づき、学校の設置者である市町村においても県の策定する方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を定めることとなっております。今回議決をいただければ、12月中に各学校にこの方針を示し、各学校はそれを受け、来年3月末までに「学校における運動部活動に係る活動方針」を策定し、来年4月より施行することとなります。方針の5項目につきましては、1. 適切な運営のための体制整備、2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、3. 適切な休養日の設定、4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、5. 学校単位で参加する大会等の見直し、となっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 これを制定することによって、予算は何か関係あるんですか。

スポーツ健康課長 14 ページの 1. 適切な運営のための体制整備の中で、(5)市教育委員会は、各学校の実態等を踏まえ「部活動指導員」制度を効果的に活用し、学校に配置します、となっております。この「部活動指導員」という制度は、本年の 4 月から実際始まっております。県内でも 10 市町ほどこれを活用した事業をやっております。別府市としましても、今予算を組んでいる段階ですが、来年度から導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。この指導員の経費につきましては、国、県が 3 分の 1 ずつ、別府市が 3 分の 1 の負担となっております。

福島委員 予算はこれだけですか。

スポーツ健康課長 これに関しては予算的なものはそのみです。

山本委員 これは働き方改革の中の一環かなと思っておりますけど、教職員で昼間の授業をやった後、部活の顧問とかそういうことで長時間労働になってしまうとか、さらには、土日も部活動とか試合とかで休養が取れていないというふうなところだと思うんですが、標題だけ読んでいただいて、中身が十分読みきれていないのですが、働き方改革という視点から見ると、これはどの程度の実効性があるような感じになっているのでしょうか。

スポーツ健康課長 委員さんのご指摘のとおり、これは教職員の働き方改革の一環でもあります。どれだけ実効性があるかということにつきましては、1 人分の消化分が部活動指導員 1 名で足りるのかとなると、そこまで対応できるものにはなっておりませんので、どれくらいの実効性があるかということは、現状では把握できておりません。

山本委員 16 ページの上段の黒枠で囲っている部分、ここがいろいろと制限されている部分なのかなと思いますが、ちょっとここの要点を説明していただけますか。

スポーツ健康課長 これにつきましては、1 週あたりの練習日及び練習時間の指針を示すものであります。学校がある間、学期中は、週あたり 2 日以上以上の休養を設定する。平日 1 日、土日いずれか 1 日。そして長期休業中につきましては、学期中に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取れるとともに運動部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設ける。活動期間につきましては、平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度。それから、定期試験前後の一

定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設ける、というようなものになっております。

学校教育課長 今の山本委員の指摘について、働き方改革を担当している課長としてひと言申し上げます。実効性という点では、まさに今スポーツ健康課長がご説明申し上げた、平日に1日は必ず休む、土日は必ずどちらか休みにする。平日は2時間上限、土日であっても3時間上限。そのみんなでやろうよということを、きちんとルール破りしないで守れば、これはかなり教職員にとっては助かることだと思います。実は校長たちの中から、どうして守れない教員が出てくるのか、ルール破りが起きるのかということについて、最後の5番、学校単位で参加する大会等の見直し、というのを記載しておりますが、やはり大会があるから頑張ってしまう。だから大会を少し制限したほうがいいのではないかと、少しそれを話し合おうよというような空気が出てきています。校長たちの意識もそういうふうに変わってきていますので、ぜひこの黒枠の部分については、市教委として徹底していかなければいけないと思っております。

先だって、中部地方、愛知県の議会の方々が視察にお見えになって少しご説明申し上げたんですが、その議員さんの中にお一人スポーツ関係の議員さんがいらして、守れないでしょうと、自分たちの市町村では到底守れないと。部活に制限を加えると、反論する教員がいて、議員さん自身も部活はいいじゃないか、もっとやったほうがいいと私も思っているという感じで、やっぱり空気感というか、そういう意識を醸成していくのも大事ななと思っております。市教委、スポーツ健康課、それから文化部は学校教育課になります。今後文化部はどうするかも見据えて、教育委員会全体でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

山本委員 私は、県の教職員の相談業務を長年やっているんですけど、これは別府の事例ではないですが、大分県下の事例で、新任の教員が、部活動、多分運動部のバスケットか何かだったと思うんですが、それを2人くらいの教員で持っていました。それでもう1人は当然先輩教員で、ちょっと私いろいろ用事があるからといって、若いからあなた頑張ってくださいとやっていたんですが、やはり試合があつたりや練習があつたりして、うつ状態で相談に来られたんですけど、あなたは実際どのくらい休養が取れていますかと聞いたら、今月は休みが1回しかありませんでしたと。というのは、やはり土日の試合があつたりして、ずっと休みが取れていないんですね。そういう状況が数か月続くと、やはり誰でもと言ったら失礼ですが、うつ状態になってしまう可能性がある。特に新任の人というのは、通常の勤務にも慣れていない状況で、部活で長時間労働をさせられるという状態ですので、長時間労働について特に管理職が配慮していかないと、やはりメンタルの障がいが増えて、それこそ数年前に電通の高橋まつりさんでしたか、あの彼女も電通に入って1年目ぐらいだったと思いますけども、そういうふうな事態になりかねないので、管理職もその辺十分目を光らせてそういったような状況にならないようをお願いしたいなと思っております。

寺岡教育長 今、山本教育委員さんをご指摘されました 14 ページの 1、適切な運営のための体制整備の(3)(4)、やはり部活動の顧問がきちっと年間の活動計画とか毎月の活動計画、そして活動実績を作成して、校長にきちんと出すと。校長先生は、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消、そういうものをきちんと点検をして教育委員会に報告して、教育委員会もきちんとチェックする、これが当面しないといけないことかなと思っているところです。以前は 365 日する部が強いというのが慣例になっていました。喜んでそれをやっていた時代がありました。部活を熱心にするのはいいのですが、土日も練習しますので、大会に出ますので、月曜日の授業というのが非常に薄っぺらな、講義調の授業になってしまう。プリントを配ってやっておけとか、寝ている子もいる、先生も疲れている。非常に中学校の教育の質というのが問われるものです。部活動も運営体制が、今非常に部員が少なくなっていて部が成り立たないということで、浜脇中学校からクレームが来まして、山の手中学校と統合しようという意見もあった。ですから、非常に影響が大きい問題ではないかと思えます。

高橋委員 すみません、余談なんですけど、せっかく毎月第 3 日曜日は家庭の日と制定しているのに、その家庭の日いろんな大会やらイベントを入れているんですよね。まあイベントなら家族で参加できるかなというのがあるんでしょうけど。その家庭の日がせっかくあるのにという中で、子どもたちがその大会に出たら保護者は応援に行くから、これだけでも家庭の日だと、私は反論されたことがありますけど、なんかその辺が、せっかくいいものがあったとしてもそういう行事で全部押しつぶされてしまうような、そういう現実がありますから、大会参加の見直しというのが私は必要なのではないかなと思えます。現実、顧問の先生方がどれだけ守れるかなというところを、やっぱり教育委員会としてよく見ていかないといけないんだろうなと思えますね。

寺岡教育長 その他よろしゅうございますか。
他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 54 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第 54 号は原案のとおり議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項 (1)

寺岡教育長 次に報告第 20 号 寄附受納についてでございます。この件につきまして

説明をお願いいたします。

教育政策課長 19 ページをご覧ください。
教育政策課におきましては、先ほど補正予算案でもご説明いたしました、
(株) 新鮮マーケット様より環境関連図書購入費として 24 万 9 千円を、
また、南立石小学校保護者会様より教育活動の充実のため、テント 1 張
りをいただいております。以上でございます。

学校教育課長 続きまして 3 番 4 番 5 番でございます。学校教育課関係は株式会社クリ
エイツ様から青少年の健全育成にということで「日本神話」の絵本、11
巻が 1 セットになっているものを 4 組いただきました。来年もくださる
ということで、8 中学校に入る予定であります。それから、別府国際観
光港みなとまちづくり協議会様から「港のひみつ」という本をいただき
ました。これは日本港湾協会がそもそも配ったものをまちづくり協議会
が受けて、港のある学校という指定がありましたので、別府中央小学校
に 2 冊献本しました。それから別府ライオンズクラブ様、60 周年記念と
いうことで「なぜ? の図鑑」他 250 冊、全小学校に学校の要望に応じて、
希望を募って望む本を配布したということでございます。以上ござい
ます。

スポーツ健康課長 6 番の車椅子 1 台でございます。市民活動の充実のためということで、
市民体育館に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社大分支店さんよ
り寄附を受けております。以上でございます。

教育次長兼社会教育課長 まず卓球台です。これは北部地区公民館で卓球の自主講座をしている団
体、代表者の森本さんという方から卓球台を 2 台、北部地区公民館の卓
球台が非常に老朽化しているということで、この団体も含めて、みなさ
んで活用してほしいということで寄附をいただきました。それから油絵
の工藤和雄さん、本日資料がカラーコピーでございますのでご覧いただ
きたいと思います。これにつきましては、以前教育委員会でも、絵を全
部受け入れるのかというご意見をいただいております。今回は、退職
された美術館の旧館長の西村駿一先生、それから美術協会の会長の荒金
大琳先生、お二方からこの絵については寄贈が妥当であるというご意見
をいただいたこともありまして、この油彩画の寄贈を受けております。
それから郷土玩具については、以前美術館の保存、それから施設整備で
ということで 1 千万円の寄附をいただいた佐藤加代子さん、この方のお
父様の所蔵品ということで、せっかくであれば美術館のほうで展示をし
てくれないかということもありまして、展示をする方向で今整備を進め
ているところです。831 点ということで寄贈を受けております。以上で
ございます。

福島委員 テントとか車椅子とか卓球台とかは新品ですか。

教育次長兼社会教育課長 卓球台は新品です。

スポーツ健康課長 車椅子も新品です。

教育政策課長 テントも新品です。

高橋委員 1点だけ。この郷土玩具というのが、美術館の展示としてどうかなど。これは美術品というより工芸品のような感じがして、だから美術館の中に工芸品コーナーというみたいな展示なら分からないでもないですけど、絵があつたり書があつたりする中で、民芸品に近いものがあると、何か違和感というものを感じなくはないんですけど、そういう声もあろうかと思うのですが、いかがでしょう。

教育次長兼社会教育課長 現状の美術館はいろんな意見をいただきます。特に美術館でありながら歴史資料がかなりあります。今、民俗資料室というところで、例えばコマだとかこけしだとかそういった玩具の展示をしております。これが美術館として適切かといって、これは美術館に置くものじゃないよという意見もいただいておりますが、旧美術館にはすべて置いておりました。農機具とかいろんな生活用具とかすべて置いておりましたので、じゃあそれをどこに所管し展示するのが妥当だろうかといったときに、今の別府市内の施設を見ると、美術館に置くのが適当かなということは思っておりますので、これらも玩具コーナーのところに置こうと思っております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（1）

【概要】 ※平成30年12月定例教育委員会の開催日程について、平成30年12月26日（水）17:00より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、平成30年11月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。